

令和8年度
大分市まちづくり自治基本条例の
規定の検討について

はじめに（大分市まちづくり自治基本条例の規定の検討について）

第1回大分市まちづくり自治基本条例検討委員会議事3の意見に関連する条文を抜き出し、検討を進めていきます。

条文と逐条解説に加え、令和3年度以降に行った条例の規定を具現化するための本市の取組を記載しています。

目 次

第4章 行政運営-----	2
第5章 市民参画等-----	10
第6章 まちづくりの推進-----	20

<第4章 行政運営>

第4章行政運営では、総合計画をはじめ行政運営に必要な事項について定めています。

(総合計画)

第11条 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための最上位の計画として、総合計画を策定するものとする。

2 総合計画は、市民の参画さんかくの機会を経て策定されなければならない。

3 市は、総合計画の進行を管理し、その状況を公表しなければならない。

(解説)

- 第11条は、総合計画の必要性を述べています。総合計画は、本市の行政運営を行う上での指針として施策の方向性を定める最も重要な計画であると同時に、今後取り組むべき行政全般にわたる施策を体系的に示したものです。
- 第1項では、市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための最上位の計画として、総合計画を策定することを規定しています。大分市は、この規定を置くことで、総合計画の策定を自ら義務付けることとします。
- 第1項の「最上位の計画」とは、この総合計画は本市の政策の大きな柱であり、市が定める各種の行政計画は、全て総合計画に定める施策の方向性に沿ったものとすべきであることを表しています。
- 第2項では、総合計画は、広く意見を聴くための懇話会等の設置やパブリックコメントの実施など、様々な機会を通じた市民の参画を経て策定すべきことを規定しています。
- 第3項では、市は、総合計画に定める内容が着実に進行しているかどうかを把握し、管理するとともに、その状況を公表し、市民への周知を図ることについて規定しています。

大分市まちづくり自治基本条例と総合計画の符号を事務局で整理し、第3回検討委員会にてご検討いただく予定としております。

(財政運営)

第12条 市長等は、中期的な財政見通しのもとに予算を編成するなど、計画的で健全な財政運営に努めなければならない。

(解説)

- 大分市の行政運営が、将来にわたり、安定的に行われるためには、財政状況が健全であることが必要です。

このことから、第12条では、市長等は、短期的な収支のバランスや効率性のみを考えるのではなく、中長期的な視点で健全な財政運営を確保するよう努めなければならないことや、常に財政上の見通しをたてながら予算を編成していかなければならないということを示しています。また、この第12条には、市長等は、通常時はもとより、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の有事の際でも、引き続き必要な事業を行うことができるよう適切な財政運営に努めなければならないことも含めた規定となっています。

(関連条項)

- 第8条(市長等の基本的役割と責務)第1項

市長等は、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。

- 第9条(市長の基本的役割と責務)第3項

市長は、最少の経費で最大の効果を挙げるため、効率的な行政運営を行うよう努めなければならない。

第12条(財政運営)に関する主な取組

いつ(年度)	「何を」「どうした」(取組内容)
毎年度	毎年度、向こう5年間の財政収支の見通しを試算しており、これを踏まえた上、中長期的な視点に立った予算編成を行い、安定した財政運営に努めてきた。

(情報公開)

第17条 市長等は、市政に関して市民に説明する責任を果たすとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深めるため、別に条例で定めるところにより、市が保有する情報を公開するものとする。

(解説)

- 第17条は、市民への説明責任を果たし市民の理解と信頼を深めるために、市が保有する情報の公開をすることを規定しており、第4条の基本原則に定める「情報共有の原則」を実現させるための規定の一つです。
- 本条に規定する「別に条例で定める」ものとしては、「大分市情報公開条例」があります。この条例では、市が保有する公文書の公開に関する手続、公開又は非公開とされる情報の種類などについて規定しています。

(関連条項)

- 第4条(基本原則)第2号
本市は、次に掲げる事項を自治の基本原則としてまちづくりを行うものとする。
(2) 情報共有の原則 まちづくりに関する情報を市民、議会及び市長等が共有すること。
- 第5条(市民の権利)第4項
市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。
- 第8条(市長等の基本的役割と責務)第1項
市長等は、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。

第17条(情報公開)に関する主な取組

いつ(年度)	「何を」「どうした」(取組内容)
毎年度	大分市情報公開条例に基づき令和3年度445件、令和4年度465件、令和5年度487件、令和6年度562件、令和7年度411件(合計2,370件)の情報公開を行った。

(個人情報の保護)

第18条 市長等は、個人の権利利益の保護及び市政の適正な運営に資するため、市が保有する個人情報を適正に取り扱うものとする。

(解説)

- 第18条は、市が保有する個人情報が不適切に取り扱われることにより、権利利益が侵害されることがないように規定したものです。前条の(情報公開)とあわせて、適切な情報管理を行うために、重要な規定です。
- 個人情報の取り扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)や、大分市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年大分市条例38号)のほか、秘密の保持に関する全ての法令等を遵守する必要があります。

(関連条項)

- 第5条(市民の権利)第4項
市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。
- 第8条(市長等の基本的役割と責務)第1項
市長等は、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。

第18条(個人情報の保護)に関する主な取組

いつ(年度)	「何を」「どうした」(取組内容)
毎年度	個人情報保護制度に関する啓発を市報、ホームページへの掲載やリーフレットの配布により行った。
令和3年度 令和6年度	令和3年8月、ISMS(情報セキュリティマネジメントシステム)認証を取得した。 令和6年6月、再認証審査・移行審査を受け、認証の更新を行った。
毎年度	情報セキュリティインシデントに迅速かつ適切に対応するため、緊急即応チームとしてCSIRTを設置し、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が行うCSIRT対応訓練及び、情報通信研究機構(NICT)が行う実践的サイバー防御演習CYDERの研修に参加している。

毎年度	国のガイドラインが改定に伴い、適時「大分市情報セキュリティポリシー」の改正を行った。
毎年度	職員を対象に、情報セキュリティに関する研修を行った。

（危機管理体制の整備等）

第20条 市長等は、常に災害等の緊急の事態に備え、市民の身体、生命、財産の安全性が確保できるよう、危機管理体制を整備するとともに、その対応に当たっては、市民、関係団体等との連携及び協力を図るものとする。

（解説）

- 市民の身体、生命、財産の安全性の確保に努めることは、行政が果たすべき基本的な役割の一つであることから、ここでは、台風や地震などの自然災害を含めたあらゆる緊急事態に備えるための危機管理体制の整備と有事の際の市民や関係団体等との連携・協力体制の構築を図るべきことを定めています。
具体的な施策としては、災害対策本部体制の確立や避難場所の確保、ハザードマップの作成などを行うほか、地域における防災体制の構築、関係機関との連携強化など、あらゆる事態を想定した危機管理体制の確立を図っています。
- ここで言う「災害等」には、災害対策基本法で規定された異常な自然現象等による災害だけでなく、新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症の発生等、厚生労働省健康危機管理基本指針に規定された健康危機管理の事象も含まれています。

（関連条項）

- 第5条(市民の権利)第1項

市民は、安心して安全かつ快適な生活を求めていく権利を有する。

第20条（危機管理体制の整備等）に関する主な取組

いつ（年度）	「何を」「どうした」（取組内容）
毎年度	関係機関との連絡体制及び災害対策本部要員名簿の更新を行い、災害対策本部体制の確立を図っている。
毎年度	地域や企業で活動する防災士を養成するとともに、自主防災会に属する防災士のスキルアップと連携強化を目的に、校区単位で防災士協議会の結成を働き掛けてきた。
毎年度	「大分市地域防災計画」、「大分市国民保護計画」、「大分市業務継続計画」、「大分市災害時受援計画」、「大分市国土強靱化地域計画」を定め、必要に応じて改訂を行っている。
毎年度	地域の企業や団体と災害時応援協定を締結し、災害対応力の強化を図った。

毎年度	「情報システム部門における業務継続計画（ICT-BCP）」を作成し、必要に応じ見直しを行っている。
令和３年度 令和７年度	避難所の開設が長期間におよんだ際に避難者が自主的に避難所運営をするためのマニュアルである避難所運営マニュアルに、感染症対策に係る記述やスフィア基準に係る記述を追加する等の改訂を行った。
毎年度	避難所要員を対象とした避難所開設・運営訓練を図上訓練、実地訓練等の方法で実施し、自主防災組織等が行う避難所開設・運営訓練に講師・アドバイザーといった立場で参加した。
毎年度	市内の情報を集約し、災害時の避難において支援を必要とする方（以下、避難行動要支援者）の名簿を随時更新した。対象者には、災害に備えて平常時から自主防災組織の代表者等の関係者に名簿を提供することについての意思確認を行い、同意を得られた方（以下、同意者）については、定期的に情報提供した。また、同意者については、避難の実効性を高めるため、「誰とどこに避難するか」などを定めた個別避難計画を作成しており、名簿と併せて情報提供した。
毎年度	高齢者や障がい者などの災害時要配慮者（避難行動要支援者を含む）が災害時に迅速に避難するためには、事前に地域の関係者が対象者を把握し、体制を整えておくことが重要であることから、自主防災組織に対して避難支援の体制づくりを推進することを目的とする補助金を交付した。
令和３年度～ 令和７年度	市より避難情報が発令された場合や、自宅損害等の被害が発生し、避難生活が長期化した際などに、指定避難所では避難生活が困難な高齢者や障がいのある方などが避難所生活を送るための場所（福祉避難所）の確保に努めている。
令和７年度	令和７年の佐賀関大規模火災の被災者に対して、市営住宅の目的外使用を行った。
令和７年度	令和７年の佐賀関大規模火災において、一時入居のための住宅確保が難しい被災者に対し、市が民間賃貸住宅を借り上げ、家賃を負担し、住居の一時提供を行った。
毎年度	自治会や自主防災組織等の要請により、給水訓練等のための職員を派遣している。
毎年度	水道施設、水道管路、下水道施設及び下水道管路の耐震化を進めている。また令和２年度に森岡山配水池に緊急遮断弁を整備した。

毎年度	浸水対策として、雨水管渠及び雨水排水ポンプ場を整備している。
毎年度	現在、市内１２５カ所の指定避難所のうち小中学校２３カ所の受水槽を改修し、受水槽から給水できるようにしている。 その他の給水拠点には一体型仮設水槽、給水タンクを配備できるように応急給水拠点用資機材備蓄計画を策定し、毎年度購入している。

<第5章 ^{しみんさんかく}市民参画等>

第5章市民参画等では、市民参画をはじめ協働の推進などについて定めています。

^{しみんさんかく} (市民参画)

第22条 本市は、市民がまちづくりに^{さんかく}参画する機会を確保する。

2 市長等は、市民がまちづくりに^{さんかく}参画するための仕組みを整備するとともに、その周知を図るものとする。

(解説)

- 第22条は、市民参画について述べています。第4条の(基本原則)に規定する「市民総参加の原則」を具体化するための規定であり、行政として、市民がまちづくりに参画できるようにするための体制を整えることを明らかにしたものです。
- 第1項では、「市民総参加の原則」に基づき、市民がまちづくりに参画する権利を尊重し、その機会を確保していくことを規定しています。
- 第2項では、市民の主体的な参画を促すためにも、その仕組みを整備し、併せてその内容等について周知を図ることを規定しています。

(関連条項)

- 第4条(基本原則)第1号
本市は、次に掲げる事項を自治の基本原則としてまちづくりを行うものとする。
 - (1) 市民総参加の原則 全ての市民が、性別、年齢等を問わず、まちづくりに参加できる機会を有すること。
- 第5条(市民の権利)第3項
市民は、まちづくりに参画することができる。子どもも年齢に応じたまちづくりへの参画を行うことができる。
- 第6条(市民の責務)第1項第1号
市民は、自らが自治の主体であることを認識するとともに、まちづくりに関し次に掲げる責務を負う。
 - (1) まちづくりへ積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。
- 第8条(市長等の基本的役割と責務)第6項
市長等は、市民と協働し、自治及び地域コミュニティ活動の発展を支える

人材の育成に努めるものとする。

第22条（市民参画）に関する主な取組

いつ（年度）	「何を」「どうした」（取組内容）
毎年度	インターネットを通じて、地域の身近な情報を発信し、地域活動を活性化することを目的として、各地域の校区公民館や市民団体等が情報発信を行う地域コミュニティネットサイトの運用を行っている。
令和3年度～ 令和5年度	地域の活力維持・増進を図ることを目的に、市内13地域において各地域の代表者で構成する「地域ビジョン会議」を設置し、それぞれの地域の現状と課題などを議論し地域の将来像をまとめた「地域まちづくりビジョン」（平成30年7月策定）の具現化に向けて、地域と行政が意見交換を行う「地域まちづくりビジョンフォローアップ会議」を開催した。
毎年度	市民に「市民活動」と「税金の使い道」に関心を持ってもらい、市民活動への参加を通じて、市民との協働によるまちづくりの推進を図るとともに、市内で活動する市民活動団体の活動を支援するため、個人市民税の1%相当額を補助金として交付する「あなたが支える市民活動応援事業」を実施した。
令和7年度	若者の声を引き出し、その実現に向けた行動の支援をすることで、若者がまちづくりに参画しやすい仕組みを構築し、活力が循環するまちの実現のため、大分市若者応援条例および大分市若者活躍推進プランに基づき、若者の目線から市に対して事業やアイデアの提案等を行う「自分とマチを彩る若者会議」を設置した。
令和4年度 令和6年度 ※2年に1回委嘱	市民の清掃思想の高揚及び清掃事業の円滑な運営を図るため、自治会ごとにクリーン推進員を配置し、正しいごみの分別について啓発にあたってもらっている。
令和5年度	「大分市立地適正化計画」改定に伴う住民説明会を開催し、地区により災害リスク等違うため、地区ごとに住民意向等の確認を行った。
令和6年度	大分市ふるさと団地元気創造事業の公園整備に向けた地元説明会を実施し、住民意向の確認を行った。

(協働^{きょうどう}の推進)

第23条 市民、議会及び市長等は、目的と情報を共有し、相互の理解と信頼のもとに、協働^{きょうどう}によるまちづくりに取り組むよう努めなければならない。

2 市長等は、協働^{きょうどう}の推進に当たっては、市民の自主性及び自立性^{そこ}を損なわないよう配慮しなければならない。

(解説)

- 第23条は、協働の推進について述べています。これは、第4条(基本原則)に定める「協働の原則」を実践するための規定です。
- 第1項では、市民、議会及び市長等が目的と情報を共有しながら、お互いの理解と信頼関係のもとに、協働によるまちづくりに取り組むことを規定しています。このことについては、本来行政が行うべきものについてまで市民に責務を負わせる趣旨のものではなく、あくまでも自らの考えに基づく自発的な取組を求めるものであるという観点から、お互いの努力目標というかたちで規定しています。
- 第2項では、協働の推進に当たっては、市民の自主性と自立性に基づく自発的な取組が行われることが前提であるため、このことに対する市長等の配慮が必要であることを規定しています。

(関連条項)

- 第2条(定義)第3項
この条例において「協働」とは、市民、議会及び市長等が各々の役割分担のもと、手を取り合って共通の課題解決に取り組むことをいう。
- 第4条(基本原則)第3号
本市は、次に掲げる事項を自治の基本原則としてまちづくりを行うものとする。
(3) 協働の原則 市民、議会及び市長等が、協働によりまちづくりに取り組むこと。
- 第6条(市民の責務)
市民は、自らが自治の主体であることを認識するとともに、まちづくりに関し次に掲げる責務を負う。
(1) まちづくりへ積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。
(2) 互いに権利を尊重し、理解し、及び協力するよう努めること。

- (3) 自らの発言と行動に責任を持つこと。
- (4) 地域コミュニティへの参加を通じて、助け合いの精神を育み、地域の課題解決に向けた行動に努めること。
- (5) 行政サービスに伴う市税等、応分の負担を負うこと。

○ 第8条(市長等の基本的役割と責務)第6項

市長等は、市民と協働し、自治及び地域コミュニティ活動の発展を支える人材の育成に努めるものとする。

第23条（協働の推進）に関する主な取組

いつ（年度）	「何を」「どうした」（取組内容）
毎年度	地域コミュニティの活性化や地域課題の解決を図ることを目的に、市内の各地区・校区の地域住民が主体的に考え、市との協働で取り組む「地域まちづくり活性化事業」を実施した。
毎年度	自治会が自主的、積極的に取り組む地域の課題解決やふれあいの場づくりに取り組む事業へ助成金を交付することを通じ、自治会内の交流や連帯感を深め、地域コミュニティの醸成を図るため、「ご近所の底力再生事業」を実施した。
令和3年度～ 令和5年度	団体や地域住民の活動に対する意識の更なる醸成と、市民協働による住み良いまちづくりを推進することを目的として、NPO法人・ボランティア団体・事業者等が行っている、住み良いまちづくりのための取り組みで、他の模範となる優秀なものを「協働のまちづくり大賞事業」において表彰した。
毎年度	地域におけるまちづくりの主体となっている自治会が、個々の地域特性に応じたまちづくりをより一層推進するため、各地区・校区の自治会連合会組織に対し、運営費等の支援を行った。
毎年度	公民館等身近な場所で、地域に住む高齢者が、気軽に、楽しく参加できる「交流・ふれあいの場」である地域ふれあいサロン事業を、地域のボランティアなどの協力を得て運営している。
毎年度	特定外来生物対策事業として、大分市アライグマ防除実施計画に基づき、市民へアライグマの基本的な知識等の普及啓発や捕獲従事者の養成を行うとともに、独自に開発した巣箱型わな等を活用しながら、市民や関係団体等と協働して、モニタリングや捕獲等を行っている。加えて、令和7年度より環境省「特定外来生物防除等対策事

	業交付金」を活用し、防除体制の強化を図っている。
毎年度	ふるさと団地元気創造推進事業で、行政と住民協働で住民ワークショップや団地活性化の取組を実施した。
毎年度	「大分市河川、道路等草刈ボランティア実施団体」として登録された団体が市道沿線及び本市が管理する河川の草刈りを実施した際に、その面積に応じて報償金を交付した。
毎年度	公園の除草や清掃等の美化活動を「大分市街区公園愛護会」として結成された団体が行い、その活動に応じて報償金を交付した。
毎年度	公園の除草や清掃等の美化活動を「大分市街区公園愛護会」として結成された団体が行い、その活動に応じて報償金を交付した。
毎年度	保護者や地域住民等の意向を反映する学校評議員制度を一步進め、学校運営に必要な支援等を協議する学校運営協議会制度を導入し、保護者や地域住民の学校運営への支援及び協力を促進するとともに子どもの豊かな学びと育ちを創造する。
毎年度	地域の団体等が放課後や週末等に学校の余裕教室等を活用してとともに様々な体験活動や学習の機会を定期的かつ継続的に提供している。

(市民提案)

第 24 条 市長等は、市民の意見、提言等を市政に反映させるための制度の
拡充^{かくじゅう}に努めなければならない。

2 市長等は、政策の立案、実施、評価等の各段階における情報を、市民に積極的に提供するものとする。

(解説)

- 第 24 条は、市民の提案を市政に反映させることについて述べています。これは、第 9 条（市長の基本的役割と責務）第 4 項及び第 5 項に定める内容を具体化する規定の一つです。
- 第 1 項では、市民の意見や提言を市政に反映させる機会を増やすことに努めなければならないことを規定しています。これについては、市民政策提言制度や市長が直接市民からの意見を聴く機会を設けるなど、様々な取組を行っています。
- 第 2 項では、市民の意見や提言を得るために、政策の立案や実施、評価等の各段階における情報を積極的に提供することを規定しています。現在、市報やホームページなどを活用して広報活動を行うほか、必要に応じて、地域での説明会を開催するなど、積極的な情報提供に努めています。

(関連条項)

- 第 9 条(市長の基本的役割と責務)第 4 項及び第 5 項
 - 4 市長は、政策の立案、実施及び評価の過程について、市民への説明責任を果たすための必要な措置を講じなければならない。
 - 5 市長は、行政サービスの向上を図るため、市民の意向、地域の実情等を把握するとともに、これらを的確に市政に反映させるよう努めなければならない。

第 24 条（市民提案）に関する主な取組

いつ（年度）	「何を」「どうした」（取組内容）
～令和 6 年度	「戸次地区防災拠点施設整備事業」に関し、地元説明会を実施した。事業実施について地元の理解が得られ、令和 6 年 10 月に整備を完了し、供用を開始することができた。

毎年度	市のホームページから市民サービスの向上につながる施策や大分市の活性化にかかわるもの、市政運営の改善等に役立つアイデア提案を受け付けている。
毎年度	アンケートのデジタル化を各課へ勧奨。一方で、紙媒体を希望する層への配慮として、併行した紙アンケートの実施も周知。 市公式ホームページにて、一部アンケートの結果公表。
毎年度	まちづくり出張教室を３７８件実施し、「災害に強いまちづくり」「介護予防」など市が進める各種事業や施策の説明などを行った。
～令和４年度	ふれあい市長室を実施し、各種団体や地域で意見交換を行った。
～令和５年度	公共施設の見学に係る補助を１３件実施。「ななせダム」「亀塚古墳」などの市の施設を見学していただき、施設の役割等の説明を行った。
毎年度	新環境センター整備事業についての住民説明会を開催した。 また、進捗状況を報告し、理解を深めていただくことを目的に「新環境センターニュース」を発行した。
令和５年度	地区拠点整備事業（鶴崎駅前広場・滝尾駅駅前広場）に係るワークショップを開催した。
令和５年度～ 令和６年度	地区拠点整備事業（滝尾駅前広場・中判田駅前広場）に係る地元説明会を開催した。
令和６年度	滝尾駅前線及び滝尾駅前広場整備に係る意見交換会を開催した。

(市民意見の聴取^{ちようしゅ})

第25条 市長等は、重要な政策等の立案に当たっては、市民から意見を公募^{こうぼ}する手続（以下「パブリックコメント手続」という。）を実施し、広く市民の意見を求めなければならない。

2 市長等は、パブリックコメント手続を実施したときは、市民から提出された意見を考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を公表しなければならない。

3 市長等は、前2項の規定によるほか、あらゆる機会を通じて市政に関する市民意見の聴取^{ちようしゅ}に努めなければならない。

(解説)

- 第25条は、行政運営に係る重要な政策等の立案に際して、広く市民意見を聴取して進めるべきことを述べています。
- 第1項では、重要な政策等の立案に当たり、パブリックコメント手続を実施することを規定しています。現在、パブリックコメントについては、この条例とは別に手続を定めており、総合計画や市民の権利・義務について規定する条例などを定める際に、この手続を経ることとしています。
- 第3項の「市民意見の聴取」に関する規定は、第24条と同様の趣旨を含んでいますが、ここでは、市民意見の聴取については、既存の制度や仕組みにとられることなく、あらゆる機会を利用して行うべきことを確認するために、ここで規定しています。

(関連条項)

- 第9条(市長の基本的役割と責務)第5項
市長は、行政サービスの向上を図るため、市民の意向、地域の実情等を把握するとともに、これらを的確に市政に反映させるよう努めなければならない。

第25条（市民意見の聴取）に関する主な取組

いつ（年度）	「何を」「どうした」（取組内容）
毎年度	パブリックコメントの適正な運用、市民等の意見が出やすい環境づくりへの配慮等について全課に通知を行った。 また、市民に制度を広く周知するため、市報やホームページ、大分市公式LINEによる発信、記者への投込み等により広報を行った。 （令和3年度：案件数18件、応募者数97人、意見数128件、

	令和4年度：案件数15件、応募者数79人、意見数120件、 令和5年度…案件数10件、応募者数52人、意見数96件 令和6年度…案件数24件、応募者数108人、意見数204件 令和7年度…案件数13件、応募者数45人、意見数87件)
令和7年度	人権教育・啓発に関する施策推進の資料とするためにアンケート調査を行った。
令和5年度	第3次大分市文化・芸術振興計画の策定に関する基礎資料として、大分市文化・芸術に関するアンケート調査を実施した。
令和5年度	第2期大分市スポーツ推進計画策定に伴い「大分市民のスポーツに関するアンケート調査」を実施した。
令和6年度	大分市公共施設等総合管理計画の改訂に際し、学識経験者及び市民の代表者から構成される「大分市公共施設マネジメント推進委員会」を開催し、意見をいただいた。
令和5年度	大分市におけるDXを総合的に推進するため、学識経験者や関係機関の代表者からなる大分市DX推進アドバイザー会議を設置した。大分市DX推進計画およびアクションプランの策定時には、本会議において検討を行っているとともに、毎年計画の進捗状況を報告し意見を反映している。
令和5年度	子どもの生活環境や家庭の実態を把握し、分析することにより、大分市の課題や特性を踏まえた子どもの貧困にかかる基礎資料とすることを目的にアンケート調査を行った。
令和5年度	第3期すくすく大分っ子プラン策定に当たり、ニーズ量の把握および目標策定等の資料とするためにアンケート調査を行った。
令和5年度	平成26年11月から実施している「家庭ごみ有料化制度」について、条例に基づく3年ごとの検証を行うため、市民意識調査を行った。
令和5年度	「大分市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の改定に係る市民・事業者意識調査を行った。
令和6年度	「大分市環境基本計画（第四次）」策定に係る市民・事業者意識調査を行った。

令和 7 年度	大分市農林水産業振興基本計画 2027 の策定にあたり、農林水産業者を対象に意向調査を実施した。
令和 6 年度	大分市教育ビジョン 2029 策定に当たり、学識経験者や関係機関の代表者からなる「大分市教育ビジョン検討委員会」を設置した。
令和 7 年度	大分市国土強靱化地域計画の改訂のため、学識経験者や防災関係機関の関係者から構成される「大分市国土強靱化地域計画検討委員会」を設置した。
令和 7 年度	大分市農林水産業振興基本計画 2027 の策定にあたり、学識経験者や関係機関の代表者等からなる「大分市農林水産業振興基本計画 2027 策定委員会」を設置した。
令和 3 年度～ 令和 7 年度	大分市既成宅地防災工事等助成要綱に基づき、個人が行うがけ地の防災工事に対して、助成対象となるか等の判定を行う「大分市既成宅地防災工事等助成検討委員会」を 4 回開催した。
令和 7 年度	第 2 期大分市消防団ビジョンを策定するにあたり、学識経験者や関係機関の代表者等からなる「大分市消防団ビジョン検討委員会」を設置した。
令和 3 年度	令和 4 年度施行の大分市消防局基本計画 2031 の策定のため、学識経験者等が参画する「大分市消防局基本計画検討委員会」を開催し原案を作成した。

<第6章 まちづくりの推進>

第6章まちづくりの推進では、都市内分権や地域コミュニティなど、本市の自治を推進するに当たり、これから重要になってくる事項について定めています。

(地域コミュニティ)

第29条 市長等は、地域コミュニティとの^{きょうどう}協働により、地域の特性をいかしたまちづくりを推進するものとする。

2 市長等は、地域における課題について、地域コミュニティの意向を把握するとともに、地域コミュニティにおける合意形成を支援し、その合意された意見を市政に反映させるよう努めるものとする。

3 市長等は、複数の地域に関する課題について、関係する地域コミュニティの調整が図られるよう必要な支援をするものとする。

(解説)

- 第29条は、市民や地域が主体となったまちづくりの取り組みを推進する上で重要な役割を担う地域コミュニティと市長等との関係について述べています。
- この条例における「地域コミュニティ」とは、「一定の地域において、その地域の発展を目指し、あるいは、地域の課題を解決するという共通の意識のもとに、協力し、助け合いながら自主的・自発的に活動する人々の集団」をいいます。自治会や子ども会、地域活動団体など地域に居住する人々によって組織される団体はもちろん、NPO、ボランティア団体などについても、地域の発展や課題解決のための活動を行う限りにおいては、「地域コミュニティ」に含まれます。
- 第1項では、まちづくりの推進にあたっては、主体的に活動する市民や地域と市長等が協働し、地域の特性を活かした取組を行うことで、地域コミュニティが有する地域力が最大限に発揮されるべきであることを規定しています。
- 第2項では、地域コミュニティ内での意思決定への支援や決定された意見の市政への反映など、まちづくりにおける市政と地域コミュニティとの連携のあり方について規定しています。
- 市民や地域が主体となったまちづくりを行うにあたっては、地域の特性を活かした取組が必要である一方で、複数の地域に関する課題を解決し、市域の均衡ある発展を目指す過程においては、地域コミュニティ間の調整が必要となる場合も想定されることから、第3項では、市長等が、その調整に対する必要な支援を行うべきであることを規定しています。

(関連条項)

○ 第3条(基本理念)

本市は、市民の幸せな暮らしの実現を目指すために市民主体によるまちづくりを行うことを自治の基本理念とする。

※逐条解説17頁 「自治」と「まちづくり」の定義について

「自治」という言葉を定義すると、例えば「自分や自分たちに関することを自らの責任において処理すること」などと表現されますが、その具体的なあり方は、「自分たち」のエリアの広さや組織の性質、目的、規模等あらゆる要素によって千差万別です。例えば、国から独立した地方自治体である大分市が自らの意思と責任において地域における行政を営むこと(団体自治)や、その行政運営が住民の主体的な意思に基づいて行われること(住民自治)などは、「自治」の代表的な形といえますが、「自治」についてあまり詳細な定義を置くことは困難であり、むしろ、地域や団体などの状況を踏まえたそれぞれの解釈が行われるべきであると思われます。しかし、どのような自治組織であっても、「自分たちのことを自分たちの責任で処理する」という考え方に関しては共通しています。

一方、「まちづくり」については、敢えて定義すると、例えば「市や地域(まち)が抱えている共通の課題を解決し、暮らしやすいまちを実現するために行政と市民が協力(協働)して行うハード・ソフト両面における公共的な活動の総体」というようなことになりますが、そこには多岐にわたる意味や価値観を含んでおり、それぞれの理解の仕方や様々な活動のかたちがありえます。したがって、ここではむしろ厳密な定義をせずに、それぞれの地域(まち)の状況や論じる人の立場・考え方によって、様々な捉え方ができる余地を残すべきであると考えています。

以上のことから、これらの言葉の定義については、あえて規定することを避け、それぞれの地域の現状や時代背景に応じた解釈に委ねることとしています。

○ 第6条(市民の責務)第1項第1号、第4号

市民は、自らが自治の主体であることを認識するとともに、まちづくりに関し次に掲げる責務を負う。

(1) まちづくりへ積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。

(4) 地域コミュニティへの参加を通じて、助け合いの精神を育み、地域の

課題解決に向けた行動に努めること。

※逐条解説 22 頁

●第6条は、第3条に謳っている「市民主体によるまちづくり」の理念うち、市民の権利に対応して市民が負うべき責務について具体的に規定するものであり、自治やまちづくりに関わる市民の主体性をより一層明確にするための規定です。

●第1項では、市民が自治の主体としての権利を行使するにあたり、まちづくりに関して果たすべき内容を規定しています。考え方の基本としては、市民の権利に関する規定と同様に「自助、共助、公助」を念頭に置いたものとなっています。

○ 第8条(市長等の基本的役割と責務)第6項

市長等は、市民と協働し、自治及び地域コミュニティ活動の発展を支える人材の育成に努めるものとする。

第29条（地域コミュニティ）に関する主な取組

いつ（年度）	「何を」「どうした」（取組内容）
毎年度	インターネットを通じて、地域の身近な情報を発信し、地域活動を活性化することを目的として、各地域の校区公民館や市民団体等が情報発信を行う地域コミュニティネットサイトの運用を行っている。
平成30年度～ 令和2年度～	アートレジオン推進事業の一環として、旧大志生木小学校の校舎の一部を平成30年度から、及び旧野津原中部小学校の校舎一部を令和2年度からアトリエとして活用するとともに、地域と連携したアートイベントを毎年開催している。
毎年度	「大分市校区公民館、自治公民館等建設費等補助金事業」を実施し、地域コミュニティの拠点施設であるとともに最も身近な避難施設としても重要な役割を果たしている校区公民館・自治公民館等の施設整備において、地元負担を軽減することにより地域活動の活性化を図ることを目的とし、新築・改築・購入・耐震診断・修繕・屋外付帯工事等に対する補助金を交付した。

毎年度	「大分市校区公民館管理運営費等補助金事業」として、学習活動や地域活動の拠点としての機能を高め、地域コミュニティの活性化を図ることを目的とし、校区公民館に対し管理運営費の補助金を交付した。
毎年度	都市部から地域活性化に意欲のある人材を積極的に誘致し、これまでにない新たな視点により地域の魅力を引き出し、活性化を目指すとともに、協力隊員の定住を図ることを目的として「地域おこし協力隊事業」を行った。
令和３年度～ 令和７年度	住民の地域活動への関心を高めるとともに、地域の担い手の育成・確保を支援し、地域コミュニティの活性化を図るため、「地域コミュニティ創造事業」を実施。これまで地域活動に馴染みの薄かった住民を対象に連続講座を行った。
令和３年度～ 令和６年度	ふるさと団地元気創造推進事業にて、住民ワークショップを実施し、地域課題の把握や、まちづくり方向性に関する合意形成を支援。出された意見に関しては、住民主導のもと実現可能に向けたサポートを実施した。

(多様な文化の^{そんちよう}尊重等)

第31条 市民、議会及び市長等は、多様な文化及び価値観を理解し、^{そんちよう}尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられるよう努めるものとする。

(解説)

- 第31条は、文化や価値観が異なる人も、相互理解のもと、地域社会の一員として迎え入れることができる環境の整備に努めなければならないことを規定したものです。

(関連条項)

- 第3条(基本理念)

本市は、市民の幸せな暮らしの実現を目指すために市民主体によるまちづくりを行うことを自治の基本理念とする。

- 第4条(基本原則)第1項第1号

本市は、次に掲げる事項を自治の基本原則としてまちづくりを行うものとする。

- (1) 市民総参加の原則 全ての市民が、性別、年齢等を問わず、まちづくりに参加できる機会を有すること。

- 第6条(市民の責務)第1項第2号

市民は、自らが自治の主体であることを認識するとともに、まちづくりに関し次に掲げる責務を負う。

- (2) 互いに権利を尊重し、理解し、及び協力するよう努めること。

※逐条解説22頁

第2号は、まちづくりに参画する場合の前提として、互いが持つ思想や価値観、文化、生活習慣などを理解し、それらを尊重した上で、お互いに協力しながら取り組むよう努めることを規定しています。

第31条（多様な文化の尊重等）に関する主な取組

いつ（年度）	「何を」「どうした」（取組内容）
毎年度	県内留学生を幼稚園や保育所（園）、こども園等に派遣し、英語を使った歌やゲームと一緒に楽しみながら国際交流を行う「おでかけE N G L I S H～留学生と英語で遊ぼう～」を実施した。
毎年度	市民の国際化・異文化理解及び多文化共生に関する知識や理解を深めるために、旬なテーマを取り上げて、国際化・多文化共生講座を開催した。
毎年度	本市青少年が外国人と交流する機会を創出し、視野を世界に広げ、異なる言語、文化、価値を乗り越えて外国人と関係を構築するためのコミュニケーション能力や協調性、チャレンジ精神、多様性を受け入れる力を身につけることを目的とした事業を実施した。
毎年度	世界の文化を体験できるような国際交流イベント、多文化理解イベントや日本語習得にかかる事業など外国人市民も暮らしやすいまちづくりのための事業を行う個人や団体に補助金を交付した。
毎年度	10月6日の「国際協力の日」を含む1か月間（10月）を本市における国際協力啓発月間と位置づけ、期間中に国際関係団体が行うイベント等の周知に努めたり、団体の活動をPRするパネル展示を行うほか、市内の主要な国際関係団体（JICA九州、おおいた国際交流プラザ、大学コンソーシアムおおいた）と協力し、「おおいたワールドフェスタ」を開催した。
毎年度	大分市立エスペランサ・コレジオにおいて、外国の方を対象に、日本語を基礎から学習できる「ステップにほんご」コースを開講し、学習の機会を提供している。